

令和3年第1回

多摩市議会臨時会議案

多 摩 市

多摩市告示第242号

令和3年第1回多摩市議会臨時会を下記のとおり招集する。

令和3年4月13日

多摩市長 阿部裕行

記

- 1 期 日 令和3年4月23日（午前10時）
- 2 場 所 多摩市役所議場
- 3 付議事件
 - （1）多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - （2）多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したことについて
 - （3）令和3年度多摩市一般会計補正予算（第2号）

第 38 号議案

多摩市市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したことについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 23 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多摩市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市条例第 14 号

多摩市市税条例等の一部を改正する条例

（多摩市市税条例の一部改正）

第 1 条 多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 第 4 項中「所得税法第 198 条第 2 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 2 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改め、「次条第 4 項」の次に「及び第 53 条の 9 第 3 項」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 4 項中「所得税法第 203 条の 6 第 6 項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第 48 条の 9 の 7 の 3 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす」に改める。

第 53 条の 8 第 1 項第 1 号中「本条、次条第 2 項及び」を「この条、次条第 2 項及び第 3 項並びに」に改める。

第 53 条の 9 に次の 2 項を加える。

3 第 1 項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払をする者が令第 48 条の 18 において準用する令第 8 条の 2 の 2 に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定める

ところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

- 4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

第80条の5第1号及び第2号中「同条第4項」の次に「又は第5項」を加える。

附則第10条の2第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第19項」を「附則第15条第16項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第26項」を「附則第15条第23項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第27項第1号」を「附則第15条第24項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第27項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第27項第3号」を「附則第15条第24項第3号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第28項第1号」を「附則第15条第25項第1号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第28項第2号」を「附則第15条第25項第2号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第30項第1号イ」を「附則第15条第27項第1号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第30項第1号ロ」を「附則第15条第27項第1号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第30項第1号ハ」を「附則第15条第27項第1号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第30項第1号ニ」を「附則第15条第27項第1号ニ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第27項第2号イ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第27項第2号ロ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第30項第2号ハ」を「附則第15条第27項第2号ハ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項中「附則第15条第30項第3号イ」を「附則第15条第27項第3号イ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第19項中「附則第15条第30項第3号ロ」を「附則第15条第27項

第 3 号ロ」に改め、同項を同条第 1 8 項とし、同条第 2 0 項中「附則第 1 5 条第 3 0 項第 3 号ハ」を「附則第 1 5 条第 2 7 項第 3 号ハ」に改め、同項を同条第 1 9 項とし、同条第 2 1 項中「附則第 1 5 条第 3 4 項」を「附則第 1 5 条第 3 0 項」に改め、同項を同条第 2 0 項とし、同条第 2 2 項中「附則第 1 5 条第 3 8 項」を「附則第 1 5 条第 3 4 項」に改め、同項を同条第 2 1 項とし、同条第 2 3 項中「附則第 1 5 条第 3 9 項」を「附則第 1 5 条第 3 5 項」に改め、同項を同条第 2 2 項とし、同条第 2 4 項を削り、同条第 2 5 項中「附則第 1 5 条第 4 7 項」を「附則第 1 5 条第 4 2 項」に改め、同項を同条第 2 3 項とし、同条第 2 6 項を同条第 2 4 項とし、同条第 2 7 項を同条第 2 5 項とする。

附則第 1 0 条の 4 第 2 項中「平成 3 1 年度分及び令和 2 年度分」を「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(平成 3 0 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 1 0 条の 5 法附則第 1 6 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 3 1 日（第 5 4 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 1 6 条の 3 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、市長が定める日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 1 2 条の 5 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあっては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 1 6 条の 3 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に平成 3 0 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 1 6 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 3 4 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の3第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第11条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第8号中「附則第19条の3第4項」を「附則第19条の3第5項」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第1項中「平成30年度から令和2

年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項及び第 3 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

附則第 1 2 条の 2 を次のように改める。

（令和 3 年度から令和 5 年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税に関する経過措置）

第 1 2 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号）附則第 1 4 条の規定により、令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 1 8 条の 3 の規定を適用しないこととする。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加える。

附則第 1 3 条の 2 第 1 項中「附則第 1 3 条」を「前条」に、「場合の」を「場合における」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 令和 2 年度分の固定資産税について多摩市市税条例等の一部を改正する条例（令和 3 年多摩市条例第 1 4 号）による改正前の多摩市市税条例（以下「令和 3 年改正前の条例」という。）附則第 1 3 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和 3 年度分の固定資産税の額は、前項の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和 2 年度分の固定資産税に係る令和 3 年改正前の条例附則第 1 3 条の 2 第 3 項において準用する同条第 1 項ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和 3 年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、当該固定資産税額とする。

附則第 1 3 条の 3 第 1 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和 3 年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を加え、同条第 2 項中「平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分」を「令和 4 年

度分及び令和 5 年度分」に改める。

附則第 14 条中「同条第 1 項」を「附則第 13 条の 2 第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）又は第 4 項」に改める。

附則第 15 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 6 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 3 中「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加え、「令和 3 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 1 2 月 31 日」に改める。

附則第 15 条の 3 の 2 第 2 項中「同条第 2 項」の次に「又は第 3 項」を、「同条第 4 項」の次に「又は第 5 項」を加える。

附則第 16 条第 1 項中「第 5 項」を「第 8 項」に改め、同条第 2 項中「、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 3 項中「この項及び次項」を「この条」に改め、「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条第 4 項中「、当該ガソリン軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、同条に次の 3 項を加える。

6 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第 30 条第 7 項の規定の適用を受ける 3 輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車は令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第5項」を「第8項」に改める。

附則第22条第2項中「令和3年度」を「令和8年度」に改める。

附則第26条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。

（多摩市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 多摩市市税条例の一部を改正する条例（令和2年多摩市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、多摩市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、多摩市市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、多摩市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、多摩市市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）

第36条の3の2第4項の規定は、この条例の施行の日（以下この条及び附則第4条第1項において「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第1条の規定による改正前の多摩市市税条例（次項において「旧条例」という。）第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日から令和3年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第41項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内

に取得をした同条第4 1項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。) に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第 39 号議案

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分したこと
について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下
記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 4 月 23 日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

記

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、多
摩市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年 3 月 31 日

多摩市長 阿部 裕行

多摩市条例第 15 号

多摩市都市計画税条例の一部を改正する条例

多摩市都市計画税条例（昭和 40 年多摩市条例第 9 号）の一部を次のように
改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 19 項」を「附則第 15
条第 16 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 38 項」を「附則第 15
条第 34 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15
条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 47 項」を「附則第 15
条第 42 項」に改める。

附則第 7 項の前の見出し中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3
年度から令和 5 年度まで」に改め、同項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」
を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和
3 年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を
加える。

附則第 8 項及び第 9 項中「平成 30 年度から令和 2 年度までの各年度分」を

「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１０項及び第１１項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改める。

附則第１２項の見出し中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、同項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「定める率を乗じて得た額」の次に「。以下この項において同じ。」を、「負担調整率を乗じて得た額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１４項中「平成３０年度から令和２年度まで」を「令和３年度から令和５年度まで」に改め、「加算した額」の次に「（令和３年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を加える。

附則第１５項中「平成３０年度から令和２年度までの各年度分」を「令和４年度分及び令和５年度分」に改める。

附則第１８項中「第１３項、第１８項から第２２項まで、第２４項、第２５項、第２９項、第３３項、第３７項から第３９項まで、第４２項から第４４項まで、第４７項若しくは第４８項」を「第１０項、第１５項から第１９項まで、第２１項、第２２項、第２６項、第２９項、第３３項から第３５項まで、第３７項から第３９項まで、第４２項若しくは第４３項」に改める。

附則第１９項を次のように改める。

（令和３年度から令和５年度までの用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計画税に関する経過措置）

１９ 地方税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第７号）附則第１４条の規定により、令和３年度から令和５年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第２５条の３の規定を適用しないこととする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の多摩市都市計画税条例の規定は、令和３年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和２年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。